

環境基本条例の体系

1. 条例制定の趣旨・指針（前文）

本県の環境特性及び環境に関する認識を記述するとともに、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意

2. 総則（第1章）

- (1) 目的（第1条）
現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与
- (2) 基本理念（第3条）
 - ① 良好な環境の保全・創造と将来世代への継承
 - ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
 - ③ 人と自然との共生の確保
 - ④ 地球環境保全の積極的な推進
- (3) 各主体の責務について
 - ① 県民の責務（第4条）
 - ② 事業者の責務（第5条）
 - ③ 行政の責務（第6条、7条）
- (4) 法制上又は財政上の措置等（第8条）

3. 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第2章）

- (1) 施策の基本方針（9条）
- (2) 環境計画（10条）
- (3) 年次報告（11条）
- (4) 施策の策定等に当たっての配慮（12条）
- (5) 環境影響評価の推進（13条）
- (6) 環境の保全上の支障を防止するための規制の措置（14条）
- (7) 環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置（15条）
- (8) 化学物質の適正管理（16条）
- (9) 環境の保全上の支障を防止するための施設の整備等の推進（17条）
- (10) 水と緑の保全及び創造（18条）
- (11) 野生動植物の保護等への配慮（19条）
- (12) 景観の保全及び創造等（20条）
- (13) 環境美化の推進（21条）
- (14) 里山の環境保全の機能等の維持（22条）
- (15) 環境保全型農業の促進（23条）
- (16) 資源の循環的な利用等の促進（24条）
- (17) エネルギーの効率的利用等の促進（25条）
- (18) 調査及び研究の実施等（26条）
- (19) 監視、測定等の体制の整備（27条）
- (20) 環境への負荷の低減に資する産業の育成（28条）
- (21) 地球環境保全の推進（29条）
- (22) 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等（30条）
- (23) 民間団体等の環境保全活動の促進及び支援（31条）
- (24) 情報の提供（32条）

4. 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制等（第3章）

- (1) 県民等との連携体制の整備等（33条）
- (2) 国及び他の地方公共団体との協力（34条）